

平成30年度 第2四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 中国電力(株) 島根原子力発電所

作成責任者 島根原子力規制事務所 統括原子力運転検査官 足立恭二

番号	指摘日	事務所担当者	事業者対応者	指摘(要旨)	事業者回答日	事業者の処置状況
1	平成30年8月16日	足立統括	発電所長	中国電力株式会社島根原子力発電所における平成29年度安全文化醸成活動の実施状況を踏まえ、当事務所より取組要請事項に係る指導文書を発出した。	平成30年8月16日	取組要請事項を平成30年度安全文化醸成活動に反映する旨回答を得た。
2	平成30年8月21日	河原田	保修部 課長(保修管理)	原子炉建屋、タービン建屋における火災防護に係る表示について、「可燃物ではない機材」「可燃物ではあるが、引火性などの危険性のないもの」「発火元となる可能性のある溶接機等」に「火気厳禁」等の表示をかけているものが随所にみられる。 いたずらに「火気厳禁」の表示を行うことは、真のリスクに対する認識をあいまいにし、それらに対し注意を払う姿勢を軽視することにつながる恐れがあり、保守的判断(安全サイドの判断)とは異なるものである。 したがって、これらの表示の目的とリスクに対する考え方を整理し、目的にかなった運用を図るよう改善を求めた。	平成30年8月23日	表示の在り方を見直した上で、社内及び協力会社に周知し、適切な表示に改める。
					平成30年9月12日	「火気厳禁」表示の運用を改善し、平成30年11月末までに手順書を改正する方向で検討中。
3	平成30年8月22日	河原田	保修部 課長(保修管理)	8月17日に実施した2号機タービン建屋の巡視において、保修部主管の工事資機材等が保管されているのを認めた。これらには、許可された「仮置き」の表示ではなく、常設物としての置き場を意味すると思われる表示が掲示されていたが、社内規程類にこれらに係る明確な規定はなかった。 また、資機材が置くことを許されるべき範囲についても床面に明示されていなかった。 資機材が通路等の余裕スペースに置かれる場合、常設、仮置きに拘わらず、他設備の機能や作業等の安全に支障がないことを確認し、許可される等の管理プロセスが必要であり、所要の改善を求めた。	平成30年8月23日	社内規程の改正を含む見直しを行い、3カ月を目途に処置する。
					平成30年9月12日	恒常物品の現場保管ルール構築を平成30年12月末までに行う。その後、現場保管ルールの検証を行い、平成31年3月末目途でQMSの改正を行う予定。
4	平成30年9月11日	河原田 熊澤	保修部 課長(原子炉) 課長(タービン)	1号機 原子炉補機海水系Ⅰ-原子炉補機冷却系熱交換器出口側配管については、保全計画に基づく頻度(3カ月に1度)で、工事仕様書(協力会社への依頼)に従って、目視による日常点検(亀裂、腐食、浸食、漏えい跡のないこと等の外観点検)が行われ、その記録には、「異常なし」とされているが、平成30年6月25日、漏えいが確認された。 本件は、保安活動(点検)が適切に実施されていないおそれがあり、不適合等に係る不適切な事例であることから、点検計画、点検要領等を再検討するとともに、的確な設備の保全を実施するよう、事業者に対し指導文書を発出し改善を求めた。	平成30年9月28日	配管の点検計画・点検要領等に係る改善検討を平成30年10月中旬目途に行う。 なお、検討に際し、電力としては、工事仕様書に要求事項を明確にし、点検計画に反映する。また、請負会社に対し、点検要領書に検討結果を反映するよう要請する。 また、類似箇所(1, 2号機の屋外における安全機能を有する設備のうち、安全重要度分類クラス1, 2設備(配管, ポンプ, タンク))の点検については、平成30年10月末目途に行う。